

令和3年3月11日

発言者	発言要旨
石黒委員	<p>新型コロナ対応等で有事である中、副知事不在により県の業務にどのような影響が生じるのか。</p>
人事課長	<p>現在、新型コロナ対応や経済再生のみならず豪雨災害、豪雪対策等課題が山積しており、このような中で部局間の総合調整を担う副知事が不在となることは、部局間の連携や意思決定に大きな影響が生じる懸念がある。</p> <p>事務処理については、副知事が専決できる事務は、当面は部局長が代決するが、重要な案件は知事が決裁する必要がある、そういった意味で迅速な意思決定に影響が生じることが想定される。</p> <p>いずれにしても、各部局の所掌事務については、部局長がこれまで以上にマネジメントを行い、県政への影響を最小限に留めていきたい。</p>
石黒委員	<p>県民益を第一に考えた場合、県政運営に支障があってはならない。副知事不在による影響を最小限にするため、どのような手立てを考えているのか。</p>
人事課長	<p>新型コロナ対策と経済再生の両立が大きな課題となるなど、まさに有事と言える状況の中、副知事不在による県政の停滞を回避するため、事務方としても様々な調査や検討を重ねた。</p> <p>最終的には、副知事人事案の否決を受け、知事が、苦肉の策、苦渋の選択として、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤特別職として、「コロナ克服・経済再生特命補佐」（以下、「特命補佐」という。）を新たに設置することとし、豊富な行政経験等を有する若松氏を本日付けで特命補佐に任命したところである。</p>
石黒委員	<p>特命補佐はどのような権限を有し、どのような役割を担うのか。</p>
人事課長	<p>特命補佐については、副知事と異なり法律等に基づく決裁権限等は有さず、あくまでも専門的な知識経験または識見に基づいて、助言、調査等を行う職である。</p> <p>本県では、現在同規定に基づく非常勤特別職として、産業医や統計調査員、政策アドバイザーなど約450名を任用している。</p>
石黒委員	<p>他の都道府県において同様の事例はあるのか。</p>
人事課長	<p>当方で確認した限り、愛媛県で参与、沖縄県で政策参与を設置している例がある。</p>
志田委員	<p>特命補佐に対する給与はどうか。また、予算の計上はされているのか。</p>
人事課長	<p>報酬については、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定により、日額の場合、3万2,100円が上限と決まっている。具体的な金額は個人情報であり答弁できないが退職時の副知事という職位と特命補佐の業務量に見合った水準としている。</p> <p>また、非常勤特別職の人件費については、予算内示時点における現員数</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	に基づき計上しており、変更が生じた場合には補正等により対応していくことになる。
石黒委員	県内在住の外国人の状況はどうなっているのか。
国際人材活躍支援課長	<p>本県の在住外国人数は、令和2年12月末時点で7,717人となり過去最多となった昨年の7,945名から228人減少している。在留資格別では永住者が3,050人(39.5%)、次いで技能実習が2,346人、日本人の配偶者が395人、技術・人文知識・国際業務(通訳や外国語の講師)が376人、留学生が271人となっている。</p> <p>山形労働局が、外国人を従業員として雇っている企業からの届出に基づき集計している外国人労働者の数は、令和2年10月末現在、4,744人である。</p>
石黒委員	これらの方々の困りごとへの対応はどうなっているのか。
国際人材活躍支援課長	<p>外国人も暮らしやすい環境づくりを推進するために、生活に関する適切な情報を的確に提供できるよう、ワンストップで情報提供や相談を行う、外国人総合相談ワンストップセンターを霞城セントラルにある国際交流センター内に設置している。</p> <p>ここでは、外国人の生活に関する相談のほか、外国人を雇用したいと考えている企業からの相談にも応じている。</p>
石黒委員	住居に関する相談は外国人総合相談ワンストップセンターでも対応できるのか。
国際人材活躍支援課長	ワンストップセンターにそのような相談があった場合は、関係機関に繋ぎ、解決に向けての橋渡しをしている。技能実習生の住居については基本的に受入企業が対応することになる。
石黒委員	在住外国人への対応については、福祉、雇用、学校等関係部署が連携して対応すべきと考えるがどうか。
みらい企画創造部長	詳細については検討中であるが、全市町村と県の担当部署が定期的に、在住外国人の状況を把握して日本語学習や、企業や管理組合との接触の状況等の好事例を横展開しながら、労働局や出入国在留管理庁等の専門的な知見を共有する仕組みを構築したいと考えている。
島津委員	知事の退職金を支給しないことを定める条例について、任期毎に制定していたものなのか。
人事課長	3期目まではそれぞれに条例改正を行い支給しないこととしている。
島津委員	4期目における知事の退職金は計算上いくらになるのか。
人事課長	3,154万5,600円が支給される見込みである。
島津委員	退職金を支給しないことを定める条例については、任期中に制定すれば

発 言 者	発 言 要 旨
人事課長	支給されないという理解でよいか。 お見込みのとおりである。
島津委員	食品衛生法の改正により令和3年6月からHACCPに従った衛生管理が必要となり、飲食店はその対応に苦勞していることを心配している。法改正周知の取組みはどうなっているのか。
参事(兼)食品 安全衛生課長	食品衛生法の改正に伴う大きな改正内容としては、食品営業施設に対するHACCPによる衛生管理の導入、食品営業許可制度の見直し、届出制度の創設がある。HACCP制度の導入の周知については、食品事業者向けの講習会を実施し、今年1月末までの約2年間で合計481回実施し、受講者は15,793名となっている。
島津委員	HACCP導入に関する周知については、地域の特性等をよく理解している県食品衛生協会の食品衛生指導員を活用すべきと考えるがどうか。
参事(兼)食品 安全衛生課長	食品衛生行政を担う上で、保健所の食品衛生監視員だけではマンパワーが不足する部分もある。そのため、食品衛生営業指導啓発業務を県食品衛生協会に委託している。食品衛生協会活動の中核となる食品衛生指導員は県内で650名おり、営業施設の事前巡回を行っていただくなど円滑な許可更新に協力していただいている。HACCP導入に向けても、県保健所と県食品衛生協会の食品衛生指導員の方々と一体となって進めていきたい。
島津委員	私学の授業料軽減事業費について、年収が590万円から910万円までの世帯に対する上乗せ部分の予算はどの程度必要なのか。
学事文書課長	年収590万円から910万円までの世帯に対して、月額3,000円増額する拡充分の予算は9,250万円となっている。
島津委員	本県における公立高校と私立高校の生徒数はこれまで7:3と言われていたが、現在、私立高校の比率が増えている傾向にある。 また、私立は通学バス、洋式トイレ、エアコン整備等の点で公立高校よりも環境が整備されており、このような状況下において、私立学校への補助金を継続して支給していくことが適切かどうかについても検討していくべきと考えるがどうか。
学事文書課長	もともと私学の助成は、いわゆる公立高校と私立高校の格差つまり授業料が私立の方が高いということがあり、その是正を目指してやってきた。 公立及び私立における、教育に関する諸問題について協議する公私立高等学校協議会の中で、公私立高校間の連携を図り、適切な生徒定員が設定されるよう努めていきたい。
島津委員	県内でも非常に多く火災が発生し死亡者も発生している。 火事を起こさない、死亡者を出さないための取組みはどうなっているのか。
消防救急課長	県内の火災の発生状況は、今年1月1日から3月10日までに各消防本部

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>から報告のあった火災の発生件数は 49 件（昨年同期比 6 件の増）で、その内訳は建物火災が 33 件（昨年同期比 2 件の減）、林野野火等が 11 件（昨年同期比 7 件の増）、車両火災が 5 件（昨年同期比 1 件の増）である。</p> <p>火災における死者については、11 人（昨年同期比 2 人の増）であり、過去 10 年を見ても多い状況となっている。また、そのうち 65 歳以上の高齢者が 8 人となっている。</p> <p>火災やそれに伴う死者を減らすための取組みとして、火災の発生する時期は春先及び冬期間であることから、その時期に合わせ、火災予防運動として全県的な運動を行っている。県ではラジオやインターネットを活用した広報を実施するほか、各消防本部では消防車両等による巡回広報や防災無線による広報、高齢者世帯の防火訪問を実施している。</p>
青柳委員	<p>行政のデジタル化推進について、R P A の本格導入の促進事業は具体的に何をするのか。</p>
行政改革課長	<p>R P A とはロボティック・プロセス・オートメーションの略であり、例えば、データの入力をしたり集計をしたりという単純定型的な業務を職員に代わってロボットが行い自動化するということである。</p> <p>R P A を適切に活用し、職員が定型的な業務に従事する時間を削減することにより、より付加価値の高い業務に人的資源を集中させることが可能となり、それが県民サービスの向上につながるものと考えている。</p> <p>R P A の導入にあたり、昨年度から関係課が連携し、4 業務で実証を行ってきたが、うち 2 業務では一定の成果が見られたことから、令和 3 年度についてはこの 2 業務への導入を継続するとともに、他県の状況も参考に、新たに 3 業務への導入を目標に取り組んでいきたい。</p>
青柳委員	<p>新しい行政改革プランの素案では、目標指数としての県独自の行政手続きにおけるオンラインの申請の割合を令和 2 年度の 1.5% から 6 年度までに 100% にするという目標を立てているが、具体的な件数と目標達成に向けたスケジュールはどうなっていくのか。</p>
行政改革課長	<p>県民や事業者が県に提出する申請や届出等の行政手続きにおける押印書面の提出の現状について、昨年 10 月から 11 月にかけて実施した調査の結果、県の条例規則に基づく県独自の手続きは 3,059 件で、そのうちオンラインで申請等可能な手続きは 47 件（1.5%）であり、オンライン化が進んでいない状況が明らかになった。</p> <p>オンラインで利用できる手続きを拡大していくためには、申請書への押印や書面での提出といった規定を見直す必要があることから、2 月 8 日に「行政手続き等における押印書面、対面規制の見直し方針」を決定し、見直し方針を踏まえた対応について、現在各部局に検討を依頼している。</p> <p>見直し方針では、行政手続き等のオンライン化の実現に向け、手続きの必要性を改めて十分に検証した上で、①押印原則廃止、②書面の原則廃止、添付書類の廃止又は簡素化、③対面手続きの原則廃止を定めている。</p> <p>このうち、押印の原則廃止については、来年度中には完了する予定であり、オンライン手続きへの移行に必要な書面での提出や、対面での手続きの見直しについては、新たな行革プランの推進期間である令和 6 年度までに完了する方針としている。</p> <p>行政手続きのオンライン化を実現することで、県民の負担軽減、利便性</p>

発 言 者	発 言 要 旨
青柳委員	<p>向上、業務効率化による行政サービスの更なる向上が図られることからスピード感を持って取り組んでいきたい。</p>
青柳委員	<p>2月13日に発生した地震により、山形新幹線の東京～福島間が運休したがその状況はどうであったのか。</p>
鉄道機能強化主幹	<p>地震により、東北新幹線的那須塩原駅以北が電柱や高架橋の損傷により不通となったことから、24日に復旧するまでの間、山形新幹線においても、東京～福島間で運休となり、福島～新庄間で本数を減らして折り返し運転を実施した。</p> <p>この影響により、延べ約320本が区間運休となったほか、全区間で運転再開となった24日以降も一部区間でスピードを落としている関係で、所要時間が通常よりも40分程度余計にかかる状況であり、通常であれば1日16往復のところ、現時点で14往復が運行されている。</p>
青柳委員	<p>新幹線が不通となる中、山形～羽田便の増便や、高速バスの臨時運行などの状況はどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>山形～羽田便については、臨時便として2月15日から2月24日の10日間、1日2～4往復が運行された。利用客数は約3,000人であり、搭乗率は5割程度である。</p> <p>この臨時便は、山形新幹線の代替という意味もあったことから、山形駅から山形空港への交通手段も確保するべく、空港シャトルバスについて、県では全臨時便に対応した運行を交通事業者に要請し、適切に運行したところである。</p> <p>また、高速バスについても夜行バスの臨時運行があり、2月6日から19日まで、山形～東京間を結ぶオリオンバスが1往復2便を走らせたほか、17日から24日までは、酒田・鶴岡・山形と東京・横浜・海老名を結ぶさくら交通が1往復2便を運行した。</p>
青柳委員	<p>山形空港のリダンダンシー機能について、新型コロナ拡大の影響で利用客が非常に減少しており、航空会社も減便をせざるをえない状況が続いているが、山形空港が運休となった山形新幹線の代替機能を果たしたことは重要なことであると考えことから、県は山形空港の発着路線については引き続き運航が維持されるよう努めるべきと考えるがどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>今回のケースは、山形空港のリダンダンシー機能をまさに実証した例であると考えている。山形～羽田便については、元々、羽田空港の発着枠を管理する国が政策コンテストとして枠を用意したものに対して、県が市町村やエアラインと協力しながら提案し、獲得したものあり、その際にも山形空港が持つリダンダンシー機能を主張してきた。この政策コンテストで得られた発着枠については、県は期間限定ではなく恒久化すべきと国に要望しており、こうした要望を継続していきたい。</p> <p>また、その他の山形空港の路線についても、今後、新型コロナからの復興のために重要となるほか、航空便の維持・確保のため、空港を活性化して、いかに利用を拡大させるかが重要である。一方で、新型コロナによりテレワークが普及したことから、今後は移動のニーズや輸送量が大きく変わっていく状況であり、空港は移動手段としてだけではなく、様々なニ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
青柳委員	<p>ズや可能性を開拓していく必要もある。</p> <p>今年度、山形空港では上空遊覧飛行を実施し、好評を得たと聞いており、これも空港を移動手段ではなく、移動そのものを楽しむという新しい可能性を見せたものである。こうした様々なニーズ変化に対応しながら、引き続き、山形空港の活性化・利用拡大に努めたい。</p> <p>地震被害想定に基づく防災対策について、県内では最大マグニチュード 7.8 の地震が想定されるとのことであったが、その発生する確率はどうか。また、その地震が発生した際に死傷者や避難者数等はどの程度になるのか。</p>
防災危機管理課長	<p>本県の地域防災計画において、被害想定調査に基づき、県内 4 地域のそれぞれに存在する 4 つの断層帯を震源域とする地震を想定している。そのうち、マグニチュード 7.8 の地震が発生すると想定しているのは、山形盆地断層帯であり、その発生確率は今後 30 年以内に最大で 8 % と見込まれている。</p> <p>また、その地震による被害想定については、地震発生時における在宅の状況、積雪といった気象状況、発生時刻により異なるため、①冬場の夕方、②冬場の早朝、③夏場の昼間の 3 つのケースで被害想定をしている。山形盆地断層帯で冬場の早朝に発生する地震による被害が最も大きくなると考えられ、この場合、震度 4 から 7 の大地震により建物の全壊が 34,792 棟、半壊が 54,397 棟、死者 2,114 人、負傷者 21,887 人、避難所での生活者は 94,688 人となるほか、20 万世帯で上水道の断水、11 万世帯で停電が発生するものと想定される。</p>
青柳委員	<p>こうした想定を踏まえ、県としてどのような対策を行っているのか。</p>
防災危機管理課長	<p>多くの避難者の発生への対応として、食料や飲料水の確保が必要となることから、自助の取組みとして最低 3 日から 7 日分の食料や飲料水、日用品の備蓄を県民の皆様をお願いしている。</p> <p>また、地域防災計画において避難者の食料品等は、まず、市町村が備蓄や調達体制の整備を行い、県は、市町村への支援を目的として、必要な食料品等の調達体制の整備を行うことになっている。</p> <p>具体的な備蓄量については、想定される最大の避難者数が 94,688 人であることを踏まえ、その 4 分の 1 に相当する 24,000 人分の 1 日分の食料及び飲料水を県として備蓄している。その他、食料としてアルファ化米や毛布、防災シート、トイレセットなどについても各総合支庁や消防学校に分散して備蓄をしている。</p> <p>加えて、避難の際に活動が期待されるものとして、地域の自主防災組織があり、災害時には、初期の消火活動、被害状況の把握、避難誘導、避難所の運営への協力等、地域の共助の中心として幅広く活躍することが想定されている。県ではこれまで、自主防災組織の組織率の向上や、既存組織の活動の活性化、人材育成に努めており、平成 23 年度には 73.6%であった組織率は、令和 2 年度には 90.6%まで高まっている。</p> <p>更に、自主防災組織の中心として活躍いただく防災士についても、県ではその資格取得、養成に取り組んでおり、平成 23 年度には 397 人であったが、今年 1 月末時点で 1,667 人に増加している。</p> <p>県では引き続き、地域の防災力の向上や地域の避難行動から避難所の運営まで避難者対応の充実に市町村とともに取り組んでいきたい。</p>